令和７年度　市営ＪＲ荒木駅東駐車場管理業務委託仕様書

１．委託業務の名称

令和７年度　市営ＪＲ荒木駅東駐車場管理業務委託

２．委託業務の概要

久留米市が運営する市営ＪＲ荒木駅東駐車場（以下「駐車場」という。）の駐車場管理業務（以下「管理業務」という。）を行うものとする。

３．委託業務の場所

久留米市荒木町白口１８６１番

４．委託業務の期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

５．委託業務の範囲

別紙「配置図」内の業務範囲

①　平面駐車場：５０台

６．委託業務の内容

（１）　受付・集金・納金業務

①　月極契約者の受付・集金

・　受付は、電話・FAX・メール・窓口持参等にて実施する。

・　集金は、現金、その他の方法については市と協議し実施する。ただし、集金に係る費用は受注者の負担とする。

・　月末までに翌月分を集金する。ただし、4 月分は 4 月末までに集金する。

②　市への納金

・当月売上金は、月末までに市が指定する方法で納付する。

※ただし、金融機関定休日の場合は次の営業日とする。

（２）　現場対応業務

①　駐車場の監視業務

・　定期的（月１回）に見回りによる防犯対策及び不法投棄、不正駐車車両等や特に著しい汚れ等の監視

・　破損、老朽箇所の市への報告

・　緊急事態における対応及び市への報告

② 駐車場内の清掃業務

・ 業務範囲の清掃（月１回）、ゴミ・空き缶等の回収処分および臨時清掃（特に著しい汚れ等）

③ 利用者への対応

・ 利用者からの問い合わせ、苦情に対する対応

＜既設機器＞

① 防犯カメラ　２台・録画装置　１台

② 駐車場案内看板　１箇所

７．委託業務に係る役割・費用区分

項　目	内　　容	対　応		費　用	
		発注者	受注者	発注者	受注者
一次対応業務	利用者からの問い合わせ 駐車場内でのトラブル		○		○
売上管理業務	集金、納金		○		○
運営管理業務	月極受付対応		○		○
	建物設備の修理・交換	○※		○	
水道光熱費	電気代	○		○	

※のぼりの交換など、簡易なものは除く

８．その他

（１） 集金・納金業務についての再委託は出来ないものとする。

（２） 利用者とのトラブルなどは速やかに（１～２日程度）市に報告するとともに、毎月実績報告書としても提出すること。

（３） 清掃業務は適時報告書を作成し提出すること。

（４） 業務履行期間満了日の翌日以降の駐車場管理について、駐車場運営に支障のないように適切に引継ぎを行うこと。

９．暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（２） 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

（３） 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

１０．遵守事項

受注者は、当該業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

１１．協議

本仕様書に明示されていない事項、ならびに本仕様書に疑義が生じた場合については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。